

DXサポート事業業務委託仕様書

1 業務の名称

DXサポート事業業務委託

2 業務の背景・趣旨

令和2年度に実施した新潟県の調査※によれば、DXを認知、理解していない企業が全体の73%（n=918）を占め、デジタル人材の育成・確保ができないことを課題と感じている企業は全体の63%（n=918）を占めるなど、多くの企業がDXに取り組むことができていない状況である。

国内大手企業においては、社員の部門転換に際し、デジタル・IT化、DX化を進める人材の再教育が行われているが、中小企業が自ら再教育の機会を構築することは、ノウハウや人的リソースの不足により現状では非常に難しい状況である。

本市では、こうした状況を踏まえ、令和3年度に事業者の新規事業創出をサポートする「新潟市DXプラットフォーム」を立ち上げ、テーマごとのプロジェクトへの参加を通じて、DXへの認知を高め、デジタル・ITを活用した付加価値の高い新規ビジネスの創出に取り組んでいる。

また、地域の中小企業においては、DX・デジタル化の進捗度合も異なり、多様な課題を抱えていることから、令和2年度に「中小企業成長支援促進事業（専門家派遣事業）」を実施し、専門家の訪問による経営課題・業務課題の見える化やテレワークの導入をはじめとしたデジタル技術を活用したビジネスモデルへの転換など課題に応じたサポートを行った。

さらに、令和3年度には「DX人材育成支援事業」において、市内企業のDXの取り組み状況や人材の充足状況等に関する調査を実施し、調査結果に基づき地域企業に適した研修プログラムを作成・実施することにより、地域企業のDX推進を図ってきた。

そこで、これまでの取り組みを背景に、事業者の課題や状況に応じた一体的かつ継続的なサポートを行うため、DX人材育成の研修プログラムの実施と専門家の派遣により、地域の中小企業のさらなるDX・デジタル化の推進に取り組むこととする。

※令和2年度県内産業デジタル化構想作成事業

3 業務の目的

本業務は、新型コロナウィルス感染症の影響で急速に進んだデジタル化への対応や、DXによるビジネスモデルの変革、新事業創出に向けた取り組みをはじめ、DX推進に向けた課題の解決を支援し、市内中小企業のアフターコロナを見据えた長期的な競争力向上を図ることを目的とする。

4 言語の定義

(1) DX人材

本事業において育成するDX人材とは、企業においてデータやIT・デジタル技術を活用して、業務内容に精通し自社のビジネスの変革、新事業創出を推進できる知識・スキルを有し、社内におけるDXの加速化を担う人材のことをいう。また、DXの前提となるデジタル化人材・IT人材のスキルを含み、新しい技術や従来技術をビジネス活用できる人材（エンジニア、データサイエンティスト等）を活用し、ビジネス創出を図る人材を指す。

5 業務の内容

上記目的を達成するため、以下の業務を委託する。

(1) 人材育成・啓発サポート

①DX推進セミナーの開催

DX推進のための啓発セミナー開催に係る企画・運営（講師・会場の手配・設営等）及び、参加者募集・受付（情報発信、チラシ制作等）を行うこと。

ア. 対象者：市内中小企業の経営者層及び実務担当者

イ. 実施回数：2回程度

ウ. 想定人数：1回につき20～50人程度

エ. 内容形式：本事業目的に適切なテーマ・講師・形式を提案すること。

オ. 留意事項

・本事業全体の事業説明、研修プログラム参加者募集を兼ねた開催とすること。

・オンライン併用開催とするなどより多くの参加が得られるよう工夫すること。

②DX人材育成研修プログラムの実施

市内中小企業のDX人材育成の研修プログラム実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、受講者の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、受講者への連絡相談等）、効果測定を行うこと。

ア. 研修目的：各企業における経営者層・実務担当者のDX推進に関する知識・思考法・スキル等の習得及び会社全体の組織力向上を図るため。

イ. 実施内容：a) 市内中小企業の経営者層向け研修プログラム、20名程度
b) 市内中小企業の実務担当者向け研修プログラム、20名程度

ウ. 実施形式：ワークショップ等対面形式による実施を主とする。

ただし、内容等に応じてオンラインとの併用やEラーニング等が効果的である場合には、対面形式以外による実施も可とする。

エ. 実施回数：a, bともに2～5回程度のワークショップ等による研修プログラムを実施すること。ただし、対象者の階層・レベル等を考慮し、それぞれ適切かつ効果的な回数設定をすること。

- オ. 受講者負担：参加費は無料とし、受講者の費用負担がないものとする。
- カ. 効果測定：研修プログラムを実施後、受講者に対しプログラムの効果測定を行い報告すること。なお、効果測定の手段は任意とし、提案書に記載すること。詳細は、新潟市と協議の上、決定する。

キ. 留意事項 **重視する視点**

- ・自社の課題や新事業アイデア等を基にしたワークショップ、メンタリングを行うなど、具体的なDX推進に繋がられるプログラムであること。
- ・研修プログラムを通して、受講者のみならず、受講者が自社内において知識・スキルの共有を図り、組織力向上に繋がるプログラムであること。
- ・研修プログラムの受講者同士の共創の促進など、受講者のネットワーク化に資するプログラムであること。

③市内中小企業によるDX推進の取り組み事例の収集・コンテンツ制作

市内中小企業におけるDXの取り組みの情報を地域で共有することにより地域全体のDXを促進することを目的として、市内中小企業におけるDXの取り組み事例の収集と情報発信用のコンテンツを制作すること。

※DXの取り組みとは、DXによる新事業創出（デジタル化による業務効率化等を含む）やビジネスモデルの変革の事例（結果）のみならず、企業内における人材育成や組織づくり、プロジェクトなどDX推進の取り組み（過程）についての事例を対象とする。

ア. DXの取り組み事例の収集

- ・DXに取り組んでいる市内中小企業を調査し、複数社（5社程度）を選定の上、対象企業に対し取材を行い、取り組み事例を収集すること。

イ. 編集・制作

- ・アで収集した情報を基に、情報発信用の文字コンテンツ（掲載用画像含む）及び動画コンテンツを編集・制作すること。
- ・制作するコンテンツは、新潟市の有する広報媒体（市ホームページ、YouTubeチャンネル等）において掲載することを前提とし、詳細は市と協議の上決定する。
- ・制作するコンテンツは事例として5社程度を取り上げた内容とすること。

（2）専門家派遣サポート

市内中小企業からデジタル化やDX推進をはじめとした経営・業務課題に関する相談※を受け付け、相談内容に応じた専門家を派遣することにより、アフターコロナを見据えた長期的な競争力向上に向けた課題解決を支援する。

※DXの前提となるデジタル化から業務効率化・ビジネスモデルの変革、新事業展開をはじめとしたDXに関する相談のほか、デジタルを活用して経営・業務の課題解決し競争力向上を図ることを目的とした内容についての相談を受け付けることを想定する。詳細については、下記②記載のとおり。

- ・対象者：市内に本社・主たる事業所を有する中小企業
- ・利用料：1事業者あたり最大3回まで利用無料とする
- ・派遣件数：最低60回以上派遣（20～30社程度）

①相談の受付

- ・市内中小企業からの相談受付体制を整備し、相談を受け付けること。
- ・受付手法は問わない（インターネットからの受付、電話相談など）。
- ・相談受付に係る事業の周知、広報、説明を行うこと。

②相談内容の整理・分析

- ・あらかじめ受け付ける相談内容及び専門家派遣に関する条件・分類等の要件整理を行い、相談に応じること。
- ・相談内容を分析し、専門家派遣の適否、どの専門家を派遣するかを判断すること。
専門家派遣の適否の判断については、必要に応じて新潟市と協議の上進めること。
- ・必要に応じて追加質問や聞き取りなどを行い、相談者の相談内容に対し的確な専門家を派遣できるよう注意すること。

③専門家の派遣

- ・「中小企業診断士」、「ITコーディネーター」、「IT・システム技術者」をはじめとした派遣する専門家をあらかじめ選定・手配すること。
- ・②を踏まえ相談企業に対し専門家の派遣を調整し、派遣すること。
- ・専門家の選定・手配にあたっては、派遣される専門家の偏りや固定化を防止するため、可能な限り複数の選択肢を用意すること。
- ・派遣する専門家には、派遣実績に基づき受託者において本業務委託料から報酬を支払うこと。ただし、提案により報酬が不要な場合はこの限りではない。

④効果測定・成果報告

- ・派遣後の専門家からの実施報告及び派遣先企業へのアンケートや聞き取り等を実施し、専門家派遣の効果測定を行い、相談受付及び派遣の実績に基づき、成果報告を行うこと。なお、効果測定の手段は任意とし、提案書に記載すること。詳細については、新潟市と協議により決定する。

6 事業提案・実施に関する留意事項 重視する観点

- (1) 本事業の実施にあたっては、「1. 人材育成・啓発サポート」「2. 専門家派遣サポート」を一体的に運用し、併用による相乗効果が期待できるように実施すること。
- (2) 本事業の提案・実施にあたっては、下記の過去事業及び成果物を踏まえ、地域の実情に即してより効果的な事業内容となるよう留意すること。

①令和2年度新潟市事業 中小企業成長支援促進事業（専門家派遣事業）

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/growing/seichoshien/seichoshien.html>

②令和3年度新潟市事業 DX人材育成支援事業

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/growing/digitaltransformatio/DXjinzai.html>

③令和3年度新潟市事業 DX人材育成支援事業業務報告書

https://www.city.niigata.lg.jp/business/growing/digitaltransformatio/DXjinzai.files/dx_zinnzaiikuseishien_houku.pdf

7 経費の区分

本事業の対象とする経費は、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費区分	内容
1. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2. 事業費	
旅費	受託事業者の社員で当該事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、セミナー等）を行うために必要な会場費、機器等借料、運搬費（機器機材等）、会場設営費等
謝金	事業を行うために必要な謝金（専門家、講師、通訳等の謝金）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費中の一般管理費で購入するものを除く）の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないもの（分析・評価等に関する業務等）の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用する調査票、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
3. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払いを認められる間接経費

8 業務委託料の上限

24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9 業務委託料の支払条件

業務完了後に精算払い

10 事業実施期間

委託契約締結日～令和5年3月15日（水）まで

11 事業実施体制

- (1) 実施責任者 受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (2) 人員配置 業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。
- (3) 言語 本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。
- (4) 業務場所 本業務委託に係る打合せは、原則として本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。
- (5) 業務管理 受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

12 契約の要件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 成果物の納入
受託者は、本業務完了後には、次のとおり成果報告書を本市に提出すること。
 - ① 報告期限 令和5年3月15日（水）
 - ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は新潟市と協議の上決定
 - ③ 提出方法 新潟市と協議の上決定
 - ④ 提出場所 新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
新潟市中央区古町通7番町 1010番地 古町ルフル5階

13 その他特記事項

- (1) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (2) 本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5) 受託者は本業務の全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合は、本市の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。

- (6)受託者は業務完了後、履行届を提出すること。新潟市は、委託業務の処理状況について隨時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (7)業務完了後、この契約に関する業務評価を行う。
- (8)仕様書に記載されていない事項で、関係法令等により義務付けられている事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合については、本市と受託者で協議を行い、取り決めるものとする。

以上